

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和5年7月5日（水） 午前10時00分～午前10時51分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 田崎あきひさ 委 員 大島令子 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	市 長 吉田一平 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 委員外議員 なかじま和代 わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和5年第2回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

<説明：総務部長、総務部次長、行政課長>

- ・ 同意案第13号及び同意案第14号（議案の概要のとおり）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

（大島委員） 教育長や教育委員は任期満了となる期限があらかじめ決まっているが、なぜ今定例会の最終日の上程となったのか。

（総務部長） 通常は第3回定例会で上程しているが、今年は市長選挙があり第3回定例会の開会が9月ではなく10月になるため、前倒しして今定例会で上程することとした。ただ、人選については慎重を期し、対象者にしっかりと意向を聞き取る必要があったため、最終日の上程になった。

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長退席>

イ 議事日程（第6号）について

<事務局説明>

- ・ 日程第1 諸般の報告
議案の提出について

- ・日程第2 議案第34号及び議案第36号から議案第38号まで（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- ・日程第3 同意案第13号（議案の上程、説明、質疑、討論採決）
- ・日程第4 同意案第14号（議案の上程、説明、質疑、討論採決）
- ・日程第5 常任委員会等の閉会中の継続調査の申出について
- ・日程第6 議員派遣の件
- ・委員会審査済の議案は全て可決と報告有り。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(2) 陳情第3号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

（委員長） この陳情書の取扱いについて、各会派の意見を伺う。

（翼、香流、公明党、みらい、ながくて、無会派の会、わたなべ委員外議員）
各議員への配付に留めることとするのがよい。

（委員長） 各議員への配付に留めることとしてよいか。

＜異議なし＞

(3) 長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

（委員長） 資料は、全国市議会議長会の例を基に、長久手市議会の案として事務局が作成したものである。

（大島委員） 第4条で報告等の保存年限を5年としているが、5年間が適当か。

（副委員長） 議員の1任期が4年間であり、その後1年間は保存するという案である。

（大島委員） 第5条に「条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。」とあり、より詳細を定める施行規程は、次回の委員会で議題とするのか。

（副委員長） 5月31日の委員会では、いくらまでの請負契約を公表の対象とするかは本市議会で検討できるのではないかと、いわゆる孫請けの状況は報告の対象外なのかという意見が出た。施行規程に盛り込むべき内容が他に何かあれば、意見を伺いたい。

（大島委員） 報告等の写しを請求するときの費用負担については、規程に定めるべきだと思う。

報告内容は、ホームページで公開されるのか。

（事務局） 報告の一覧表を作成して公表する。各報告の詳細内容の閲覧については、事務局窓口で手続きすることになる。

（大島委員） 閲覧対応だけでなく、写しの交付も必要である。詳細はまたあらためて話し合うということであれば、条例案としては案のとおりでよい。

（わたなべ委員外議員）

提出された報告等が適正な内容かどうか、検査する機関はあるのか。

（事務局） 検査する機関はないが、例えば契約書の写しを提出書類の1つに定めれば、

事務局である一定の確認はできる。

(4) 閉会中の継続調査の申出について

(委員長) 閉会中の継続調査の申出一覧のとおりとして、期日を令和9年4月30日とすることよろしいか。

<異議なし>

3 その他

(なかじま委員外議員)

にしだ亮太議員から、6月29日の一般質問にて、事実と異なる発言があったことについて反省の意があった。発言の取消しをするには、7月7日の本会議で、にしだ亮太議員本人から申し出る必要がある。今回は、あらかじめ議事日程に追加するのではなく、議長の裁量で発言の機会を設けることとしてはどうかと思うがどうか。

(委員長) 議長の裁量で発言の機会を設けることとしてよいか。

<異議なし>

(大島委員) 議会の資料について、印刷できる環境を保障することを条件にデータ配付としているはずである。一般の市民に公開される資料は、ホームページからダウンロードして印刷することになったが、同意案など、個人の住所、経歴、生年月日などの個人情報は見えないように加工されているため、印刷しても重要な部分が空白の状態である。こういうものは、元のように加工前のデータを desknet'sNEO で配付していただきたい。

(わたなべ委員外議員)

大島委員の意見に同意する。

(事務局) 今までの経緯として、タブレットを1人1台ずつ貸与することを議会で決め、ペーパーレス化を図るためにペーパーレス会議システム moreNOTE を導入し、印刷が必要な議員のための対応方法も整理してきた。

大島委員の御意見のような課題があることは認識している。ただ、事務局の事務の効率化という側面もあるため、moreNOTE の開発元に、印刷できる方法がないか確認してみる。

(大島委員) 事務局の発言はとても後ろ向きである。

同意案等のみ、元の desknet'sNEO でのデータ配付に戻してほしいと言っているだけである。そもそも、ペーパーレス化は市役所の問題であって市議会の問題ではない。私たちは市民の代表であり、事務局は議員の意見に対して前向きに協力する姿勢があるべきである。

(委員長) 事務局の発言は後ろ向きではない。可能な方法を探すので時間がほしいという、前向きなものだと思う。

(副委員長) moreNOTE はそもそもペーパーレスで会議をするためのシステムなので、印

刷できるようにならないかという相談を開発元にするのもどうなのかと思う。

税金を投じて1人1台のタブレットを貸与していただいているわけで、個人情報空白になって見えない部分だけでも、頑張ってデータで見る努力をしてみないか。

(大島委員) 開発元に聞いてみるとの発言で、事務局自ら調査研究するわけではないので、後ろ向きと捉えた。

(富田委員) moreNOTE で可能な方法があればそれでよいし、なければまた考えればよい。

(事務局) 早めに回答する。

(山田(か)委員)

議案データの配付方法とは関係がないが、人事案件の議案の当事者には、議場に来てもらうなど、議員に顔を見せる機会があるとよいと思う。

(委員長) 次回は令和5年9月21日(木)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。